資料１－２別紙

公立保育所の民間移管に関する実施基準　新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
１　はじめに	１　はじめに
２　基本的な考え方	２　基本的な考え方
３　民間移管の概要	３　民間移管の概要
（１）民間移管の方式	（１）移管後の施設形態
（２）運営法人	（２）民間移管の方式
（３）土地・建物等の取扱い	（３）整備・運営法人
（４）移管の諸条件	（４）土地・建物等の取扱い
	（５）移管の諸条件
４　民間移管の進め方	４　民間移管の進め方
（１）保育所毎の整備計画の公表	（１）保育所ごとの整備計画の公表
（２）保護者説明会の実施	（２）保護者説明会の実施
（３）運営法人の募集	（３）整備・運営法人の募集
（４）運営法人の選定	（４）整備・運営法人の選定
（５）三者協議会の設置	（５）三者協議会の設置
（６）円滑な移行	（６）円滑な移行
（７）転所希望者への対応	（７）転所希望者への対応
（８）移管後のアフターフォロー	（８）移管後のアフターフォロー
５　実施スケジュール	５　実施スケジュール

改正前	改正後
1　はじめに 「公立保育所の施設改善に関する基本方針」では、公立保育所を改築する際、民間移管を整備手法の一つとしています。本実施基準は、民間移管を行う場合に、円滑に移管するための基本原則をまとめたものであり、民間移管に対する保護者の不安の解消を図るとともに、保育の質を確保することを目的に作成しています。 民間移管の対象となる保育所については、施設毎に個別の事情もあることから、本実施基準を基本としつつ、保護者をはじめとした関係者の意見や要望を伺いながら民間移管を実施していきます。	1　はじめに 本実施基準は、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」を受けて、公立保育所の民間移管を行う場合の基本原則をまとめ、民間移管に対する保護者の不安の解消を図るとともに、保育の質を確保することを目的として、平成２４年９月に策定したものです。 これまでは、民間移管の方式として、施設の整備・運営主体を社会福祉法人に限定してきましたが、社会福祉法人以外の整備・運営主体のあり方や、民間移管後の施設の形態等についての考え方を整理し、改正を行うものです。 なお、民間移管の対象となる保育所については、施設ごとに個別の事情もあることから、本実施基準を基本としつつ、保護者をはじめとした関係者の意見や要望を伺いながら民間移管を実施していきます。
2　基本的な考え方 民間移管は、改修不能な公立保育所を建て替える際に、需要がある地域は定員増を図るとともに、多様な保育ニーズや障害児保育等に対応できる施設に拡充することを目的として実施します。 民間移管の実施にあたっては、児童が安定した園生活を継続できるよう、保護者との信頼関係を基本に、次の４点に留意しつつ進めます。 ①市は保護者や地域住民等に対して十分な情報提供を行うこと。	2　基本的な考え方 民間移管は、改修不能な公立保育所を建て替える際に、保育需要が高い地域については定員増を図るとともに、多様な保育ニーズや障害児保育等に対応できる施設に拡充することを目的として実施します。 民間移管の実施にあたっては、児童が安定した園生活を継続できるよう、保護者との信頼関係を基本に、次の４点に留意しつつ進めます。 （１）市は保護者や地域住民等に対して十分な情報提供を行うこと。

改正前	改正後
②円滑な移行に向けて、引き継ぎや共同保育を実施するなど、十分な準備期間を設けること。 ③保護者代表・移管先の事業者（以下「運営法人」という）・市による三者協議会を開催するなど、関係者で十分な話し合いを行うこと。 ④民間移管後も、一定期間の共同保育及び市職員の定期訪問、施設に対する指導監査など、アフターフォローを十分に行うこと。	（２）円滑な移行に向けて、引　継ぎや共同保育を実施するなど、十分な準備期間を設けること。 （３）保護者　　、移管先の事業者（以下「整備・運営法人」という）及び市による三者協議会を開催するなど、関係者で十分な話し合いを行うこと。 （４）民間移管後も、一定期間の共同保育及び前所長等の定期訪問、施設に対する指導監査など、アフターフォローを十分に行うこと。
３　民間移管の概要	３　民間移管の概要 （１）移管後の施設形態 民間移管後の施設の形態は、児童福祉法に定める保育所とします。
（１）民間移管の方式 民間移管の方式として、施設の設置・運営主体を社会福祉法人（※）に移管する「民設民営」方式を採用します。	（２）民間移管の方式 民間移管の方式は、施設の整備・運営主体を、幼児教育・保育に深く精通している社会福祉法人又は学校法人に移管する「民設民営」方式とします。
（２）運営法人 移管後の運営法人は社会福祉法人とします。 なお、保育所の運営について深く理解している必要があることから、申請時点において認可保育所の運営実績のある社会福祉法人とします。	（３）整備・運営法人 整備・運営法人は、公立保育所からの円滑な移行を進めるうえで、幼児教育・保育に深く精通している必要があることから、申請時点において認可保育所、幼稚園又は認定こども園の運営実績のある社会福祉法人又は学校法人とします。
（３）土地・建物等の取扱い 老朽化した園舎を運営法人が新しい園舎に建て替えます。	（４）土地・建物等の取扱い 老朽化した園舎を整備・運営法人が新しい園舎に建て替えます。

改正前	改正後
ア　土地 現用地を活用する場合には、運営法人に有償で貸し付けます。 イ　建物 運営法人が新しく園舎を建設します（建設に係る費用に対する補助制度有）。 （４）移管の諸条件 民間移管に際して、一定の条件を付すことにより、保育の充実を図ります。 ア　職員 ①施設長 認可保育所の施設長経験がある、又は、認可保育所における勤務経験が概ね１０年以上（保育士資格を有する場合は、経験年数の一部に幼稚園で経験を含むことができる。）であること。 ②主任保育士 保育士資格を有し、十分な認可保育所勤務経験があること。 ③保育士の経験年数 保育士資格を有すること。また、十分な認可保育所勤務経験がある者の確保に努めること。 ④勤務の継続 施設長及び主任保育士については、保育の安定性の観点から、３年以上継続するよう努めること。なお、勤務を継続で	ア　土地 現用地を活用する場合には、整備・運営法人に有償で貸し付けます。 イ　建物 整備・運営法人が新しく園舎を建設します。 （５）移管の諸条件 民間移管に際して、一定の条件を付すことにより、保育の充実を図ります。 ア　職員 （ア）施設長 認可保育所の施設長経験がある、又は認可保育所における勤務経験が概ね１０年以上（保育士資格を有する場合は、経験年数の一部に幼稚園又は認定こども園での勤務経験を含むことができる。）であること。 （イ）主任保育士 保育士資格を有し、十分な認可保育所勤務経験があること。 （ウ）保育士 保育士資格を有すること。また、十分な認可保育所勤務経験がある者の確保に努めること。 （エ）勤務の継続 施設長及び主任保育士については、保育の継続性の観点から、３年以上継続するよう努めること。なお、勤務を継続で

改正前	改正後
きない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。 イ　保育サービス 多様化する保育ニーズに対応できるよう、育児相談、障害児保育、延長保育、産休明け保育、地域活動を実施すること。また、必要に応じ、一時預かり、特定保育、地域子育て支援センター、休日保育を実施すること。 ウ　保育の質の確保 移管後３年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。 エ　事業・行事等の継続 原則として、従前より実施していた事業や行事は継続して行うこと。 オ　苦情処理制度 保護者からの苦情を解決する仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置すること。 ４　民間移管の進め方 （１）保育所毎の整備計画の公表 民間移管の対象となる保育所については、「公立保育所改築整備計画」策定後、速やかに公表・周知します。また、民間移管は、公表から２年半以上の期間をおいて実施します。 （２）保護者説明会の実施 民間移管を行う予定の保育所の保護者に対して説明会を実施し	きない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。 イ　保育サービス 多様化する保育ニーズに対応できるよう、育児相談、障害児保育、延長保育、産休明け保育、地域活動を実施すること。また、必要に応じ、一時預かり、＿＿＿＿地域子育て支援センター、休日保育を実施すること。 ウ　保育の質の確保 移管後３年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。 エ　事業・行事等の継続 原則として、従前より実施していた事業や行事は継続して行うこと。 オ　苦情処理制度 保護者からの苦情を解決する仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置すること。 ４　民間移管の進め方 （１）保育所ごとの整備計画の公表 民間移管の対象となる保育所については、「公立保育所改築整備計画」策定後、速やかに公表・周知します。また、民間移管は、公表から２年半以上の期間をおいて実施します。 （２）保護者説明会の実施 民間移管を行う予定の保育所の保護者に対して説明会を実施し

改正前	改正後
ます。保護者の方々の意見や要望が運営法人の選定など移管の実施方法に反映できるよう、移管準備の進行に合わせて、適宜開催いたします。 【説明会の議題（案）】 ・民間移管の目的 ・民間移管の概要 ・園舎の建替え方法 ・民間移管の今後のスケジュール ・運営法人の選定方法 ・運営法人の紹介 ・その他 （３）運営法人の募集 優良な事業者を確保するため、運営法人を公募します。 （４）運営法人の選定 学識経験者等により構成する選考委員会において、経営理念や保育内容、資金計画等を総合的に審査し、決定します。 なお、法人が運営している保育園の視察や法人面接などを実施し、慎重に審査を行います。 （５）三者協議会の設置 保護者代表と運営法人と市の三者で構成する協議会を定期的に開催し、移管後の保育内容などについて、話し合いを行います。 【移管前の議題（案）】	ます。保護者の方々の意見や要望が整備・運営法人の選定など移管の実施方法に反映できるよう、移管準備の進行に合わせて、適宜開催____します。 【説明会の議題（案）】 ・民間移管の目的 ・民間移管の概要 ・園舎の建替え方法 ・民間移管の今後のスケジュール ・整備・運営法人の選定方法 ・整備・運営法人の紹介 ・その他 （３）整備・運営法人の募集 優良な事業者を確保するため、整備・運営法人を公募します。 （４）整備・運営法人の選定 学識経験者等により構成する審議会において、経営理念や保育内容、資金計画等を総合的に審査し、決定します。 なお、法人が運営している施設の視察や法人面接などを実施し、慎重に審査を行います。 （５）三者協議会の設置 保護者____と整備・運営法人と市の三者で構成する協議会を定期的に開催し、移管後の保育内容などについて、話し合いを行います。 【移管前の議題（案）】

改正前	改正後
・運営法人の紹介と今後の進め方 ・施設の建て替え ・移管後の保育内容（年間行事や通常保育以外のサービス等） ・移管後の給食関係（３歳以上の主食提供、アレルギー対応等） ・移管後の運営体制と共同保育 ・その他	・整備・運営法人の紹介と今後の進め方 ・施設の建替え ・移管後の保育内容（年間行事や通常保育以外のサービス等） ・移管後の給食関係（３歳以上の主食提供、アレルギー対応等） ・移管後の運営体制と共同保育 ・その他
（６）円滑な移行 円滑な移行に向けて、十分な準備期間を設けて、引継ぎや共同保育を行います。 ア　引継ぎ 円滑な移行に向けて、施設長と主任保育士が移管の１年前から引継ぎを行い、保育所や近隣の状況、年間行事などを把握します。 イ　共同保育 移管の４か月前から、運営法人の職員と市職員が共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎを行います。	（６）円滑な移行 円滑な移行に向けて、十分な準備期間を設けて、引継ぎや共同保育を行います。 ア　引継ぎ 円滑な移行に向けて、施設長と主任保育士が移管の１年前から引継ぎを行い、保育所や近隣の状況、年間行事などを把握します。 イ　共同保育 移管の４か月前から、整備・運営法人の職員と市職員が共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎを行います。
（７）転所希望者への対応 移管の前に民間移管を理由として他の市立保育所への転所を希望する方に対しては、転所の決定にあたって、通常は入所要件が同じ場合、新規入所希望者を優先しているところを「新規入所希望者と同等に取り扱う」こととします。	（７）転所希望者への対応 移管の前に、民間移管を理由として他の公立保育所への転所を希望する方に対しては、転所の決定にあたって、配慮を行います。
（８）移管後のアフターフォロー 民間移管後も、市は施設に対する指導監査などを通じて、運営	（８）移管後のアフターフォロー 民間移管後も、市は施設に対する指導監査などを通じて、運営

改正前	改正後
の適正化に努めます。 ア　民間移管後の共同保育 移管後２か月を目安とし、市職員（移管前に当該保育所で勤務していた職員）が共同保育にあたります。 イ　市職員の定期訪問 移管後１年間を目安とし、市職員が定期的に訪問し、移管後の園の状況を確認のうえ、必要に応じてアドバイスを実施します。 ウ　三者協議会の開催 移管後も、運営状況を確認するため、一定期間、三者協議会を継続します。 【移管後の議題（案）】 ・移管後の運営状況について エ　第三者評価の受審 運営法人には、福祉サービスの第三者評価の受審を移管条件に付し、保育サービスのチェックと改善を促します。 オ　施設監査の実施 施設に対する指導監査を定期的に実施し、施設の適切な運営の確保を図ります。	の適正化に努めます。 ア　民間移管後の共同保育・前所長等によるアドバイス 移管後２か月を目安とし、移管前に当該保育所で勤務していた市保育士が定期的に訪問し、共同保育にあたります。 また、移管後１年間を目安とし、移管前に所長又は主任保育士だった職員が定期的に訪問し、移管後の園の状況を確認のうえ、必要に応じてアドバイスを実施します。 ~~ウ~~イ　三者協議会の開催 移管後も、運営状況を確認するため、一定期間、三者協議会を継続します。 【移管後の議題（案）】 ・移管後の運営状況について ~~エ~~ウ　第三者評価の受審 整備・運営法人には、福祉サービスの第三者評価の受審を移管条件に付し、保育サービスのチェックと改善を促します。 ~~オ~~エ　施設監査の実施 施設に対する指導監査を定期的に実施し、施設の適切な運営の確保を図ります。